



2006年度島根大学職員組合定期大会 開催のお知らせ

以下のとおり、2006年度職員組合定期大会を開催します。

日時 6月13日(火) 18時

会場 大学会館2F 集会室3~4

議題

- 第1号議案 2005年度活動報告
- 第2号議案 2005年度決算報告
- 第3号議案 2006年度活動方針
- 第4号議案 2006年度予算
- 第5号議案 2006年度選挙管理員の選出
- 第6号議案 書記の待遇改善

代議員の方はご出席ください。成立要件は過半数の出席(または委任状)です。
代議員以外の組合員も大会には自由に参加でき、議長の許可を受けて発言できます。
多数の組合員の皆様の参加をお待ちしています。なお、議案書は6月第2週に配布する予定です。

第7回団体交渉(5/17) 結果報告

2006 年度給与不利益改定問題, 決裂

2006 年 5 月 17 日に第 7 回団体交渉開かれました。今回から基本的には労務担当理事(事務局長)が交渉相手となります。最初に 2006 年度給与不利益改定問題を取り上げましたが、**大学側はいっさいの譲歩を示さないと宣言**し、これにより通常の団体交渉では決裂が確定しました。大学側が譲歩を示さない以上、これ以上の交渉はしても無駄です。ただ、これは交渉拒否と同じで明らかに不当労働行為です。今後は島根県地方労働委員会にあっせんを依頼するなど、第三者を含めた交渉にするしかないでしょう。

授業開始時刻の問題について

今年度より、**授業開始時間と始業時間が同一となったこと**に伴い、**1 時限目の授業の準備時間が全くないまま授業を開始しなくてはならないという問題**が生じています。組合が行ったアンケートでは、現実的には始業時間よりも前に勤務せざるを得ない実態が明らかになっております。これは法律上問題であると指摘する声も上がっており、**問題点が速やかに改善されるよう要求**しました。これに対する**回答は、確かに問題になることもあるかもしれないが、変更する気はない**、というものでした。どうしても問題になるのならば、変形労働制を活用することが可能である、という回答であった。確かに変形労働制が可能ならば、法律上の問題は解決されるかもしれませんが、ただ実際に行うには面倒な事務手続が必要で、現実的ではないと思います。

(裏面に続く)

自家用車の公用使用について

今年度から自家用車の公用使用が認められましたが、現実の自家用車の使用状況とはかなりの部分に対応できていません。この現状を踏まえ、手続きの簡素化、および使用範囲の拡大を要求しました。これに関しては、アンケートで事前に状況を把握し、団体交渉の要求項目に加えた後、大学側からこの問題に対する照会がありました。アンケートを参考に回答書を提出し、団体交渉でこの回答がどのように活用されるかを質問しました。この回答と各部局に照会した回答を含め、真摯に対応するという回答でした。今後の状況を見守ることにしましょう。

非常勤職員の待遇改善について

非常勤の時間雇用者職員について日々雇用職員と同じ夏季休暇を3日認めるよう要求しました。これについては、松江事業所だけであれば、可能かもしれないが、出雲事業所の方では難しいと聞いており、現状ではできないという回答でした。実際、出雲事業所の時間雇用職員を13人から20人に増やしており、それでできないというのは納得できるものではありません。出雲事業者側の一方的な見解を鵜のみにするのではなく、実態を具体的に調べた上で検討するよう要望しました。

非常勤の時間雇用職員の出勤停止になるような病休に対しては有給にするよう要求しましたが、これは受け入れられませんでした。基本的には有給休暇で対応して欲しいということと、4日以上の子休に対しては、療養保険で対応して欲しいということでした。

有能な日々雇用職員には、3年を越える雇用の特例措置を考るよう要求をしました。実際に特例措置は難しく、大学職員のための試験を受けるしかないとの回答でした。しかし、その試験は年齢制限などもあり、あまり現実的ではないため、日々雇用職員が常勤になれるようなシステム(例えば、中途採用システム)を作るよう要望しました。

入試手当問題について

センター入試には、委託費として2500~3700円/時間程度の人件費が付いています。しかし、現状では代休とすることによってわずかな金額しか手当として支給されていません。実際には、この時期に代休をとれる人はほとんどいないため、代休日に出勤しているケースも見られます。このような場合は、代休にするのではなく時間外勤務として手当を出すのが当然です。実際に新潟大学では、同様のケースにおいて未払い給与として支払うよう労基署から勧告を受けています。

団体交渉ではセンター入試に対して時間外勤務の手当てを支給するよう要求しました。健康のため時間外勤務をなるべくしないという観点から代休をとって休むことができる人は休むようお願いしている、どうしても休めない人は時間外勤務の手当てを出すようにしているとの回答でした。しかし、実際には、「代休はいつしますか?」としか聞かれないので、代休がとれなくても代休日を設定してしまうケースが多いのではないのでしょうか。代休がとれない人は、時間外勤務の手当てを支給されるのが当然なのでそのように申しませう。

実習などにおける事故への補償システムの確立

野外実習や野外の卒論などで学生に事故があった場合、引率教員や職員に全面的な補償責任がかからないような手立てを制度として策定して欲しいと要求しました。これは大学に関わる補償責任が生じた時は、そのための保険で対応できるようです。例えば、裁判で大学・教員に補償責任があったときに、その保険から支払われます。ただ、それを使うと損失が生じるケースがあり、教員の方に大きな過失がある場合は、損失を補うように求める場合があるとのことでした。

中四国教研集会開催のお知らせ

中四国ブロック教育研究集会が、岡山大学で開催されます。

日時：平成18年6月17日(土)、18日(日)

場所：岡山大学

テーマ：法人化3年目の課題